

岡山県困難な問題を抱える女性支援団体アドバイザー派遣事業実施要項

1. 事業の目的

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている困難な問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現のためには、行政と民間団体が協働して支援を行うことが必要です。

このため、この事業は、様々な分野の専門家をアドバイザーとして登録し、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が、運営や支援内容の課題等についてアドバイスを受けることで、運営基盤の安定化や相談対応等の対応力向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

運営基盤の安定化や相談支援等の対応力向上について、専門的なアドバイスを必要としている民間団体にアドバイザーを派遣します。

3. 申し込みできる民間団体

県内において、困難な問題（DV被害、経済的困窮、虐待、性暴力・性被害、性的搾取、ストーカー被害、予期せぬ妊娠など）を抱える女性への相談支援や自立支援を実施している民間団体を対象とします。※個人は除く。

4. アドバイザー及びアドバイス内容

別紙1のとおり

5. 派遣内容

- (1) 1回あたりの派遣時間は3時間以内とします。
- (2) 派遣回数は、1団体あたり年間2回を上限とします。
- (3) アドバイザーの謝金及び旅費は、県が全額負担します。
- (4) 予算に限りがありますので、年度途中でアドバイザー派遣の募集を締め切ることがあります。あらかじめご了承ください。

6. 申請期間等

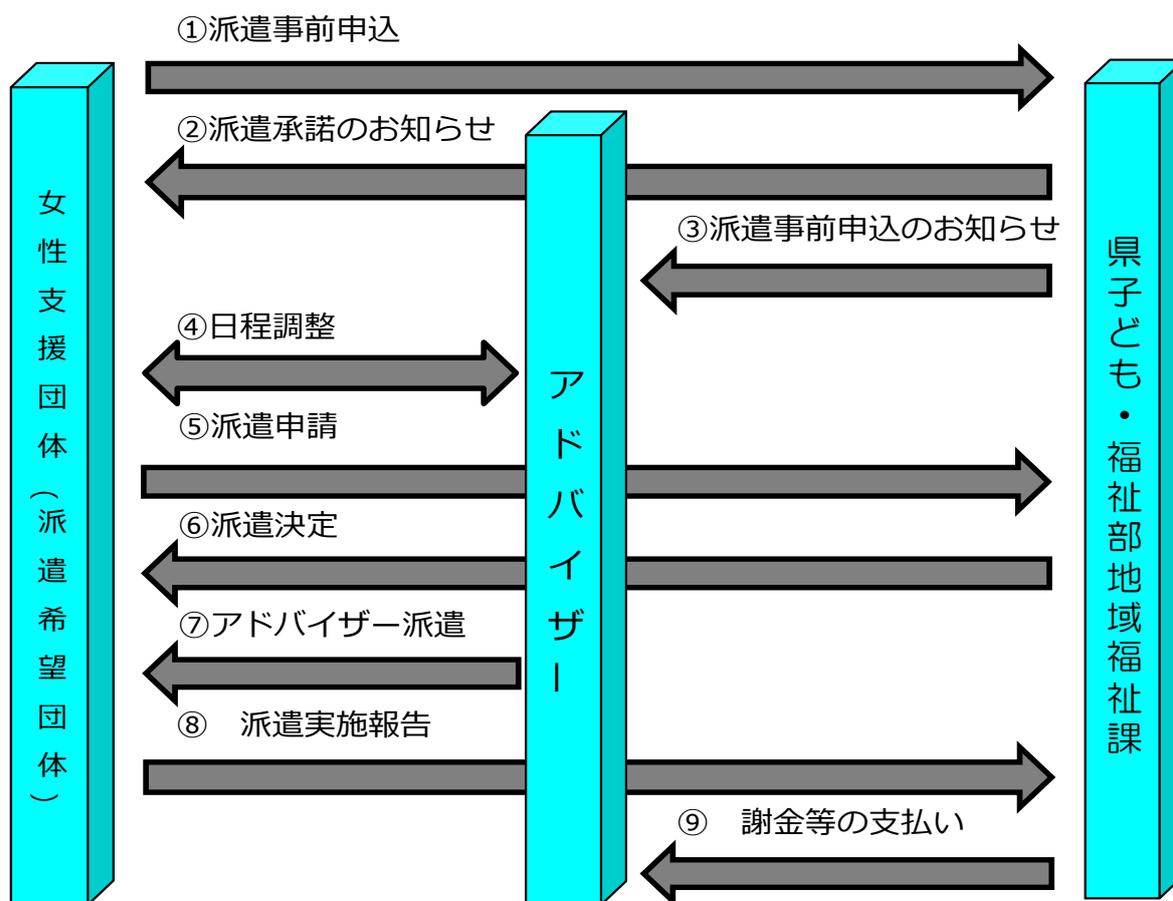
事前申請期間：令和6年8月1日～令和7年2月15日まで

派遣期間：令和6年9月1日～令和7年3月15日まで

※事前申請は、遅くとも派遣希望日の1か月前までにお願いします。

※アドバイザーとの予定を合わせやすくするため、申請はお早めをお願いします。

7. 派遣事業の流れ



- ①民間団体 → 子ども・福祉部地域福祉課
★派遣事前申込書（様式1）を提出してください。（メール可）
- ②子ども・福祉部地域福祉課 → 民間団体
★派遣承諾及びアドバイザー連絡先のお知らせを通知します。
- ③子ども・福祉部地域福祉課 → アドバイザー
★派遣事前申込のお知らせを通知します。※日程調整は行いません※
- ④民間団体 → アドバイザー
★民間団体がアドバイザーに直接連絡し、派遣日程調整を行います。
- ⑤民間団体 → 子ども・福祉部地域福祉課
★派遣申請書（様式2）を提出してください。（メール可）
- ⑥子ども・福祉部地域福祉課 → 民間団体
★派遣決定通知書（様式3）を送付します。（メール可）
- ⑦民間団体 ⇄ アドバイザー
★事前に取り決めた日程で、アドバイスを受けてください。
- ⑧民間団体 → 子ども・福祉部地域福祉課
★派遣実施報告書（様式4）を提出してください。（メール可）
- ⑨子ども・福祉部地域福祉課 → アドバイザー
★請求書提出の依頼、謝金及び旅費の支払いを行います。

8. 注意事項等

- (1) アドバイザーとの日程調整は、派遣希望団体がアドバイザーと直接連絡を取って行っていただきます。
- (2) アドバイザーの派遣は、民間団体の事務所等の県内に限ります。
- (3) アドバイザーの派遣日時が決まりましたら、速やかに子ども・福祉部地域福祉課へ派遣申請書（様式2）を提出し、派遣決定を受けてください。
派遣決定通知書のないまま、アドバイスを受けたら、謝金及び旅費は全額団体負担となりますので、ご注意ください。
- (4) 県は、アドバイザーのアドバイスに対する謝金および現地までの往復旅費を支払います。それ以外に発生した経費は、団体負担となります。
- (5) 派遣実施報告書（様式4）は、アドバイザー派遣終了後10日以内に、子ども・福祉部地域福祉課へ提出してください。実施報告書の提出がないと、アドバイザーに謝金等が払えません。
- (6) ご不明な点がありましたら、子ども・福祉部地域福祉課へお問い合わせください。

9. 申し込み・お問い合わせ

子ども・福祉部地域福祉課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL:086-226-7317 FAX:086-226-7332

E-Mail : chifuku@pref.okayama.lg.jp